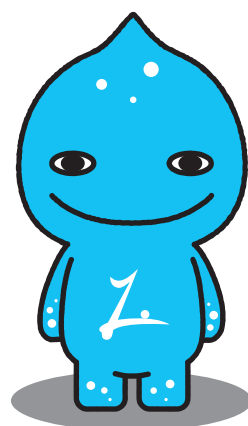


10月から12月の3カ月間、いよいよ秋田DCが開催されます。
 全国からたくさんの観光客が秋田を訪れます。皆さん、笑顔でおもてなしを!

デスティネーションキャンペーン(DC)とは…

自治体や地域の観光事業者などがJRグループと連携して対象エリアの集中的な宣伝を行い、全国からの誘客を図る日本最大規模の観光キャンペーンです。昭和53年に始まり、秋田県での開催は3回目です。

期 間	テ ー マ
昭和59年 9月～12月	まごころ秋田
平成 9年 4月～ 6月	秋田花まるっ
平成25年 10月～12月	あきたにしました。



ミスモも後三年駅で
お迎えするよ!

SLがやってくる!

—後三年駅や飯詰駅、沿線での歓迎をお願いします—

運行日●10月12日(土)～14日(月)

※10月10日(休)試乗会

出発式●10月12日(土) 秋田駅：午前8時10分～
横手駅：午後1時10分～

区間およびダイヤ●秋田～横手間1日1往復
※飯詰駅は通過となります。



■往路(秋田→横手)

	秋 田	和 田	羽後境	刈和野	神宮寺	大 曲	後三年	横 手
到着		9:08	9:28	9:59	10:13	10:38	11:02	11:14
出発	8:44	9:09	9:43	10:00	10:28	10:44	11:03	

■復路(横手→秋田)

	横 手	後三年	大 曲	神宮寺	刈和野	羽後境	和 田	秋 田
到着		13:56	14:15	14:37	14:56	15:28	15:48	16:15
出発	13:45	13:57	14:26	14:45	15:11	15:29	15:53	

歓迎用の手旗をお配りします!

SLが運航される4日間(10月10日、12～14日)は、後三年・飯詰の両駅にて手旗をお配りします。

期日●10月10日(休)、
12日(土)～14日(月)

時間●①午前9時30分～(4日間共通)
②午後0時30分～(4日間共通)

数量●①②とも各駅限定150本(4日間共通)
※無くなり次第終了します。

事故防止のため、駅や沿線で歓迎する際は、JR職員や警備員の指示に従ってください。笑顔で楽しく盛り上げましょう!

ウェルカムイベントを開催します!

SL秋田こまち号の運行に合わせ、横手駅で各種イベントを開催します。たくさんのご来場をお待ちしています。

日時●10月12日(土)～10月14日(月)
午前10時～午後3時

会場●①東西自由通路(こころ～ど)
②西口駅前広場

内容●①美郷町のほか県南市町村による観光PR、特産品販売
②横手駅西口祭(麵カーニバルなど)、熱気球体験、吹奏楽コンサート、紙芝居と語り部 ほか

問い合わせ●町商工観光交流課

☎0187(84)4909

JR秋田テレフォンセンター

☎018(833)2320

秋田デスティネーションキャンペーン(秋田DC)開催!

事業所の皆さん、ご活用ください 正規雇用者育成支援事業

町では、事業者の人材育成にかかる負担軽減と、正規雇用者の職場定着を促進するため、新卒者を正規雇用した事業者に助成金を交付しています。ぜひご活用ください。

対象 ●平成25年4月1日以後に新卒者(※1)を正規雇用(※2)した事業者(※3)で、右の①～⑤を満たしていること

(※1) 町内に住所を有する者で、高校、大学、専修学校を卒業して3年以内の未就職者

(※2) 雇用期間の定めのない正規の従業員として、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結しての雇用

(※3) 町内に民営事業所を有する個人または法人

- ①町税を滞納していないこと
- ②正規雇用者の職場が町内に所在する事業所であること
- ③正規雇用者を雇用保険被保険者として3カ月以上雇用していること
- ④雇用開始日の前日から起算して6カ月前の日から助成金交付申請書を提出する日までの間において、事業主都合による離職者がいないこと
- ⑤正規雇用者は事業者(法人の場合は代表者)の三親等以内の親族でないこと

助成金額 ●正規雇用者1人につき18万円

申請方法 ●正規雇用してから3カ月以後に、下記まで申請してください。

申請をお忘れなく! 美郷町若者定住促進奨励金

美郷町に家を建築する方、空き家を購入する方などに奨励金を交付しています。

対象者 ●①40歳未満の方
②高校生以下の子どもを扶養している方

奨励金の金額

ベース

- (A)最近町外に連続10年以上居住していた方
→住宅・宅地の評価額の5%を助成(上限70万円)
- (B)(A)以外の方で既に町内に居住している方等
→住宅・宅地の固定資産税相当額の3倍を助成(上限35万円)

+ 対象者にはさらにプラス!

オプション

- ・町内の事業者からの新築家屋取得の場合
→ベースの金額に一律10万円の加算
- ・高校生以下の子どもがいる場合
→ベースの金額に子ども一人につき10万円の加算

交付要件 ●次の①～②を満たすこと

- ①税金や各種納付金等を完納していること
- ②美郷町に定住(5年以上)することを目的に家屋(※)を取得(新築・購入)し、取得後6カ月以内に世帯全員が美郷町に定住していること

※家屋は、平成25年度から平成26年度までの間に、新たに美郷町から固定資産税が課税されることになったものに限り。取得後6カ月以内に世帯全員が美郷町に定住していること。所有者に新たに課税されることになった空き家の場合も対象になります。

申請方法 ●新たに固定資産税が課税されることになった年度の7月末日までに、交付申請書を町商工観光交流課へ提出してください。

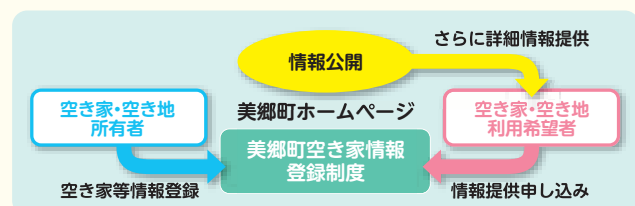
(申請は住民登録後でないといけません)

- その他** ●
- ・5年以内に転出した場合など、奨励金を返還していただく場合があります。
 - ・「若者定住促進奨励金」の対象とならなくとも、従来の「定住促進奨励金」の対象となる場合があります。
 - ・詳しくは下記までお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ ●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

美郷町空き家等情報登録制度をご利用ください

町では、町内の空き家・空き地の有効活用と定住促進のため、「美郷町空き家等情報登録制度」による空き家・空き地の情報登録と、町ホームページを活用し、利用者の方々へ情報公開を行っています。空き家等の情報は、随時募集しています。詳しくは、下記までお問い合わせください。



問い合わせ ●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909